

る。つまり、公的年金には最低限が定められ、他方、給付額の算定基準となる賃金に上限が付されているために、年金額にも上限が画されこのような結果になるわけである。しかし、一般に、雇用労働者には、全国協約による補足年金制度が適用されるため、法定年金額の約半額程度が上積みされると考えられる。二ームの家族手当金庫で研修中に知り合った、ある香水店の支店長の場合には、退職すると補足年金の月額が1,500 フランにのぼり、公的年金はほとんど頼りにならない額にしかすぎないということであった。

生活水準の低い方の話になると、実際は全く極端で、これがパリ市民の生活だろうかと思われる情景が、いくらでも目につく。パリは1区から20区までに分かれているが、なかでも、もっとも生活水準の低いのは11区といわれている。ちょうど私の所属した社会保障研究所が、この近くのベルビルにあったので、パリの貧困層の実生活を眺める機会には十分めぐまれていた。その実情は、11区の社会保障金庫がおこなった調査によっても明らかである。それによると、60歳以上の39,592

人の老人のうち、その大多数は1日に5.70 フランの生活費しかもっていないようである。これらの老人には、おそらく公的年金制度の適用がないのだと思うが、この区の住民の大部分が、アルジェリア人やチュニジア人などのアラブ系の人たちであることを考え合わせると、それは事実ではないだろうか。この調査によると、同区の住民はその38%が筋肉労働者で、平方キロ当たり53,000人が居住し、とくにフォリ・メリタール通りやロケット通りなどでは平方キロ当たり人口は150,000人に及ぶそうである。彼等の生活は極めて非衛生的で、この地区の9万戸の住居の50%は1人当たり面積が極端に狭く、53%は、風呂はもちろん、シャワーも水洗便所も備えていないようである。そして、フランス全体としては、恒常的な出生率の停滞に悩んでいるにもかかわらず、逆に、この人口周密地区では、むしろ望まれない子の出生が相次いでいるといわれる。伝染病等の罹患率も相当に高いといわれ同調査は、もはや社会保障によるこれらの実情の改善は望み得ないとして、絶望的な結論を出している。

### 社会保障こぼれ話

#### チリーの被用者医療基金

この国の疾病保険は、賃金労働者と俸給取得者によって、それぞれ仕組みが異なっている。たとえば、前記の制度は現金給付と現物給付が双方とも含まれているのに、後者の制度は、現物給付だけで、現金給付の代りに、労働不能の間にも俸給を支払うことが、使用者に要求されている。ちなみに、そのようにして支払われる俸給は、労働不能の当初1月間の100%から、4カ月目の25%まで、次第に引下げられる。なお、賃金労働者の現金給付は、過去6カ月間ににおける賃金平均額の100%が、52週間（特殊な場合78週間）支給されることになっている。

ところで、賃金労働者の現物給付、つまり医療給付は、国民保健サービスの施設を用いて提供されることになっているが、1968年から実施された法律により、被用者に対して医療を提供するために、医療基金が設けられた。この医療基金による医療

は、疾病保険の被保険者、18歳未満で家族手当の対象となる扶養家族、共済組合の受給者、寡婦、遺児年金の受給者に対して提供され、上記の被保険者には、稼得活動から引退した者も含まれることになっている。以上に示されるように、医療基金による医療は、かなり広範な人びとに提供されるが、公務員や海員、国民保健サービスに従事する職員を扶養家族などは、対象から除外されている。提供される医療は、一般と専門医の診療とされ、内科、外科、産科、歯科の各部門による医療サービス、救急医療、病院医療などかなり広範な給付が含まれている。もっとも、このように広範な医療は、必要な資金が確保されるならば、という条件がつけられており、さらに、財政的に可能な場合には、大統領の決定により、上述した給付に含まれていない眼鏡、整形外科の補装具、補聴器および薬剤も、給付に含めことになっている。なお、医学的な必要性から要求されたミルクやその他の栄養のある食物を、被保険者の子女に

支給されることも、法律で規定されている。

この医療基金の財源は、疾病保険の被保険者と保険者が調達することになっている。それらのうち、被用者が課税対象となる所得の1%を拠出し、もし、被用者が社会保険などの給付を受給している場合には、保険者がその拠出を負担することになっている。なお、年金受給者の場合には、当人の拠出負担分として、保険者が年金の1%に当る拠出を支払い、それ以外に、各保険者は、保険者自身の負担分として、年金の2%に当る拠出を支払うことになっている。ところで、医療基金の給付は、患者に一部負担を要求しているが、受給者には、一部負担分を調達させるために、医療基金から貸付金が提供されることになっている。

(社会保障研究所 平石 長久)

## 編集後記

ビルの谷間に、タンポポがさわやかなそよ風に揺れていた。東京は砂漠に近い状態となっており、砂漠に適した植物が、生えるようになったそうだ。あるいは、この大都市は、やがて、人間の住めないところになるかも知れない。人間が、みづからの手で、自分の住む所をなくしてしまふとは、まことに困った話である。それはともかく、印刷所の交替から、本号の発行が遅れたことを、お詫びする次第である。

(平石)

海外社会保障情報 No.10

昭和45年4月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞ヶ関  
3丁目3番4号  
電話(580)2511~3

る。つまり、公的年金には最低限が定められ、他方、給付額の算定基準となる賃金に上限が付されているために、年金額にも上限が画されこのような結果になるわけである。しかし、一般に、雇用労働者には、全国協約による補足年金制度が適用されるため、法定年金額の約半額程度が上積みされると考えられる。二ームの家族手当金庫で研修中に知り合った、ある香水店の支店長の場合には、退職すると補足年金の月額が1,500 フランにのぼり、公的年金はほとんど頼りにならない額にしかすぎないということであった。

生活水準の低い方の話になると、実際は全く極端で、これがパリ市民の生活だろうかと思われる情景が、いくらでも目につく。パリは1区から20区までに分かれているが、なかでも、もっとも生活水準の低いのは11区といわれている。ちょうど私の所属した社会保障研究所が、この近くのベルビルにあったので、パリの貧困層の実生活を眺める機会には十分めぐまれていた。その実情は、11区の社会保障金庫がおこなった調査によっても明らかである。それによると、60歳以上の39,592

人の老人のうち、その大多数は1日に5.70 フランの生活費しかもっていないようである。これらの老人には、おそらく公的年金制度の適用がないのだと思うが、この区の住民の大部分が、アルジェリア人やチュニジア人などのアラブ系の人たちであることを考え合わせると、それは事実ではないだろうか。この調査によると、同区の住民はその38%が筋肉労働者で、平方キロ当たり53,000人が居住し、とくにフォリ・メリタール通りやロケット通りなどでは平方キロ当たり人口は150,000人に及ぶそうである。彼等の生活は極めて非衛生的で、この地区の9万戸の住居の50%は1人当たり面積が極端に狭く、53%は、風呂はもちろん、シャワーも水洗便所も備えていないようである。そして、フランス全体としては、恒常的な出生率の停滞に悩んでいるにもかかわらず、逆に、この人口周密地区では、むしろ望まれない子の出生が相次いでいるといわれる。伝染病等の罹患率も相当に高いといわれ同調査は、もはや社会保障によるこれらの実情の改善は望み得ないとして、絶望的な結論を出している。

### 社会保障こぼれ話

#### チリーの被用者医療基金

この国の疾病保険は、賃金労働者と俸給取得者によって、それぞれ仕組みが異なっている。たとえば、前記の制度は現金給付と現物給付が双方とも含まれているのに、後者の制度は、現物給付だけで、現金給付の代りに、労働不能の間にも俸給を支払うことが、使用者に要求されている。ちなみに、そのようにして支払われる俸給は、労働不能の当初1ヶ月間の100%から、4カ月目の25%まで、次第に引下げられる。なお、賃金労働者の現金給付は、過去6カ月間ににおける賃金平均額の100%が、52週間（特殊な場合78週間）支給されることになっている。

ところで、賃金労働者の現物給付、つまり医療給付は、国民保健サービスの施設を用いて提供されることになっているが、1968年から実施された法律により、被用者に対して医療を提供するために、医療基金が設けられた。この医療基金による医療

は、疾病保険の被保険者、18歳未満で家族手当の対象となる扶養家族、共済組合の受給者、寡婦、遺児年金の受給者に対して提供され、上記の被保険者には、稼得活動から引退した者も含まれることになっている。以上に示されるように、医療基金による医療は、かなり広範な人びとに提供されるが、公務員や海員、国民保健サービスに従事する職員を扶養家族などは、対象から除外されている。提供される医療は、一般と専門医の診療とされ、内科、外科、産科、歯科の各部門による医療サービス、救急医療、病院医療などかなり広範な給付が含まれている。もっとも、このように広範な医療は、必要な資金が確保されるならば、という条件がつけられており、さらに、財政的に可能な場合には、大統領の決定により、上述した給付に含まれていない眼鏡、整形外科の補装具、補聴器および薬剤も、給付に含めことになっている。なお、医学的な必要性から要求されたミルクやその他の栄養のある食物を、被保険者の子女に

支給されることも、法律で規定されている。

この医療基金の財源は、疾病保険の被保険者と保険者が調達することになっている。それらのうち、被用者が課税対象となる所得の1%を拠出し、もし、被用者が社会保険などの給付を受給している場合には、保険者がその拠出を負担することになっている。なお、年金受給者の場合には、当人の拠出負担分として、保険者が年金の1%に当る拠出を支払い、それ以外に、各保険者は、保険者自身の負担分として、年金の2%に当る拠出を支払うことになっている。ところで、医療基金の給付は、患者に一部負担を要求しているが、受給者には、一部負担分を調達させるために、医療基金から貸付金が提供されることになっている。

(社会保障研究所 平石 長久)

## 編集後記

ビルの谷間に、タンポポがさわやかなそよ風に揺れていた。東京は砂漠に近い状態となっており、砂漠に適した植物が、生えるようになったそうだ。あるいは、この大都市は、やがて、人間の住めないところになるかも知れない。人間が、みづからの手で、自分の住む所をなくしてしまふとは、まことに困った話である。それはともかく、印刷所の交替から、本号の発行が遅れたことを、お詫びする次第である。

(平石)

海外社会保障情報 No.10

昭和45年4月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞ヶ関  
3丁目3番4号  
電話(580)2511~3